

# 神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 趣旨・目的

神戸市（以下、「市」という。）では、缶・びん・ペットボトルのリサイクル施設として、神戸市資源リサイクルセンターを運営し、小学校4年生の社会見学や、地域団体等の見学を受け入れている。また、施設内に設置されたビオトープで生物多様性の保全を行うとともに、見学者に市の取り組みを紹介している。

このたび、見学案内等業務を委託する事業者について募集を行う。

## 2 件名

神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務

## 3 業務内容に関する事項

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (2) 事業規模（契約上限額） 金3,255,000円（税込）

ただし、本募集は、令和8年度（2026年度）神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や業務費を変更、又はこの募集に基づく契約を締結しないことがある。

- (3) 契約期間 2026年4月1日から2027年3月31日まで

## 4 契約に関する事項

- (1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和39年規則第120号）の規定に基づき、委託契約（単価契約）を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

- (2) 委託料の支払い

受託者からの請求書の提出を受け四半期毎に支払う。

- (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約書約款）参照

- (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 5 参加者の資格要件

神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務（以下、「業務」という。）を行う上でふさわしい信用力、資力、経営力及び企画力等を備えており、次に掲げる資格要件をすべて満たしている法人や団体（以下、「団体」という。）であること、又は契約時までにそれらの団体となる見込みがあることを応募者の条件とし、1社につき1件の応募とする。

なお、資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが各々なされていないこと（ただし、これら申立てがなされた場合であっても、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合には、この限りではない）。
- (3) 応募書類の提出期間の最終日の時点で、納期が到来している国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税を滞納（未申告を含む）していないこと。
- (4) 応募書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条第一項各号に該当しないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 神戸市内に本社を有すること。
- (9) 令和 6 ・ 7 年度神戸市物品等競争入札参加資格を有する、もしくはそれと同等の要件を満たすこと。なお、令和 6 ・ 7 年度神戸市物品等競争入札参加資格を有していない場合は以下の書類を参加申込書提出時にあわせて提出すること。
  - ・ 法人登記簿謄本
  - ・ 直近 1 年分の納税証明書（国税 [その 3 の 3]）
  - ・ 神戸市税に関する誓約書兼調査承諾書〔様式第 2 号〕
  - ・ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書〔様式第 3 号〕
- (10) 共同企業体（以下、「JV」という）で参加しようとする場合は、業務分担率が最も大きいものを代表事業者とし、代表事業者は上記（1）から（9）までの条件を、JV を構成する他の事業者は上記（1）から（7）までの条件を満たすこと。

## 6 委託候補者の選定スケジュール

内 容	時 期
実施要領の配布開始日	2025 年 12 月 19 日（金曜）から
参加申込書の提出期限	2026 年 1 月 14 日（水曜）午後 5 時まで（必着）
参加資格決定通知	2026 年 1 月 16 日（金曜）以降
施設見学会	2026 年 1 月 22 日（木曜） 予備日 1 月 23 日（金曜）
質問書の提出期限	2026 年 1 月 26 日（月曜）午後 5 時まで（必着）
質問書への回答	2026 年 2 月 3 日（火曜）以降
応募書類の提出期限	2026 年 2 月 13 日（金曜）午後 5 時まで（必着）
事業者選定委員会の開催	2026 年 2 月 24 日（火曜）（予定）
選定結果の通知・公表	2026 年 2 月下旬

## 7 実施要領の配布

- (1) 配布開始：2025 年 12 月 19 日（金曜）から

(2) 掲載場所：神戸市ホームページ

「神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務【事業者募集】」

URL: [https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/rc\\_kengaku/2026\\_rc\\_kengaku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/rc_kengaku/2026_rc_kengaku.html)

## 8 参加申込書の提出

提出期限：2026年 1月 14日（水曜）午後5時まで（必着）

提出場所：神戸市環境局業務課

（〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階）

提出方法：下記提出書類を持参又はE-mail (rc\_kengaku@city.kobe.lg.jp)により提出すること。

※持参による場合は、事前に連絡のうえ、下記の時間帯に提出して下さい。

受付時間：神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

提出書類：以下の書類を提出すること

・神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務委託に関する参加申込書

[様式第1号]

・参加資格に係る誓約書 [様式第4号]

※共同企業体の場合は、神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務委託に関する共同事業体参加申込書 [様式第1号-2] も提出すること。

※令和6・7年度神戸市物品等競争入札参加資格を有していない者は、以下の書類を提出すること。

・法人登記簿謄本

・直近1年分の納税証明書（国税〔その3の3〕）

・神戸市税に関する誓約書兼調査承諾書 [様式第2号]

・神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 [様式第3号]

審査及び参加資格決定通知：提出書類を審査し、2026年1月16日（金曜）以降にその結果をE-mailで通知する。

## 9 施設見学会

上記「8 参加申込書の提出」で参加資格があると認定された者で施設見学会を希望する者に対して実施する。

希望する者は2026年1月19日（月曜）午後5時までに下記「16 問合せ・書類等送付先」のE-mailあてに団体名、参加者氏名、人数を記載し連絡すること。

なお、施設見学会への参加は、参加資格の要件ではない。

日時：2026年1月22日（木曜）予備日1月23日（金曜）

午前10時00分～午前11時30分を予定

場所：神戸市資源リサイクルセンター（西区見津が丘1丁目9）の駐車場に集合

## 10 質問書の受付及び回答

### （1）質問書の受付

提出期限：2026年1月26日（月曜）午後5時まで（必着）

提出場所：神戸市環境局業務課

(〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階)

提出方法：神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務委託に関する質問書〔様式第 5 号〕を E-mail (rc\_kengaku@city.kobe.lg.jp) により提出すること。なお、口頭による質問は一切受け付けない。

(2) 質問書への回答

回答日：2026 年 2 月 3 日（火曜）以降

回答方法：E-mail により、全参加申込団体へ送付する。

※質問書への回答は、本実施要領記載事項の補完、追加又は修正とみなす。

## 1.1 応募書類

(1) 神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務委託に関する応募書類提出書〔様式第 6 号〕

(2) 神戸市資源リサイクルセンター見学案内等業務 運営体制計画書（様式は自由）

(3) 企画提案書（様式は自由）

- ・以下の項目について提案すること。

① 見学案内

- ・小学校 4 年生の社会見学を想定した案内プログラムを提案すること。
- ・案内プログラムの基本方針、具体的な手法、安全対策のほか、小学校 4 年生以外の団体への対応策、追加で実施可能なプログラム等についても提案すること。
- ・案内プログラムは別紙「見学案内マニュアル」の内容を押されたうえで、説明の仕方に工夫が凝らされた分かりやすく親しみやすいものを提案すること。
- ・案内プログラム中にビオトープ見学も含めること  
(雨天時や見学不要の申出があった場合は除くことができる)。
- ・案内プログラムは 60 分～120 分とすること。
- ・見学者への配布資料も添付すること。

② ビオトープ管理

- ・ビオトープの環境を保全し、生態系を維持できるように、管理頻度、作業内容等についての計画を提案すること。
- ・ビオトープ管理については、他団体や専門家等と連携して作業にあたること。
- ・他団体や専門家については、調整可能な者のみを記載すること。

(4) 見積書〔様式第 7 号〕

- ・見積金額は、業務の履行に必要な経費を全て積算すること。
- ・仕様書「2. 予定量」における総額のほか、内訳として「準備・調整」「下見対応」「見学案内」「ビオトープ管理」の 4 項目に分けて記載すること。また「下見対応」「見学案内」については、1 回あたりの単価がわかるように記載すること。
- ・消費税及び地方消費税の 1 円未満の端数は切り捨てる。

※業務の用途又は従業員の通勤の用途で、自動車又は原動機付自転車等の駐車を目的として、駐車場を使用する場合は、本市が別途定める月額使用料を支払うことが必要となる。なお、この駐車場使用料については、委託料（見積金額）に含まないこととする。

(5) 実績報告書（様式は自由）

- ・類似施設の運営や、教育・学習事業の企画運営等に従事した実績が分かる資料を提出すること。

(6) 法人等の概要説明書（様式は自由）

- ・直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載すること  
(決算報告書、会社・団体概要、パンフレット等でも可)

## 1 2 留意事項

- (1) 企画提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。
- (2) 契約内容は、受託候補者確定後、本市が定める委託契約約款のほか、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、より環境学習効果が高い事業となるよう、提案内容の見直しを行う場合がある。
- (3) 上記「8 参加申込書の提出」で定める参加申込書の提出がない者による応募書類の提出は一切受け付けない。

## 1 3 応募書類の提出期限

提出期限：2026年 2月 13 日（金曜）午後 5 時まで（必着）

提出場所：神戸市環境局業務課

（〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階）

提出方法：上記「1 1 応募書類」に掲げる書類を持参又は E-mail

（rc\_kengaku@city.kobe.lg.jp）により提出すること。

※持参の場合は、上記に掲げる書類データ（PDF 形式）を書き込んだ CD-ROM 1 枚を提出すること。

※持参による場合は、事前に連絡すること。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）

第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

## 1 4 委託候補者の選定方法

- (1) 応募書類を提出した事業者に対して、事業者選定委員会への出席案内を E-mail にて通知する。
- (2) 通知を受けた応募者は、事業者選定委員会において、企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、選定委員からの質疑を受ける。企画提案書および質疑における説明にあたっては、下記「審査項目」として挙げられている項目について、どのような工夫を行うのかも含めて、可能な限り具体的に提案すること。  
なお、企画提案書記載内容以外の新たな提案、追加資料の配布は認めない。
- (3) 応募者からの内容説明（プレゼンテーション）は、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、説明参加人数は、各団体 3 名以内とする。
- (4) 説明時間は 1 団体につき 20 分以内（機材設定時間を含む。）とし、選定委員からの質疑時間は 10 分程度とする。なお、提案が多数の場合は、提案時間を変更する場合がある。
- (5) ディスプレイは神戸市が用意し、応募者がその他機材を必要とする場合は、それを用意すること。
- (6) 審査は、応募書類の内容並びに事業者選定委員会における説明及び質疑結果から、選定委員が審査項目に基づき採点する。

(7) 事業者選定委員会の審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	内容
1. 応募者に関する項目 (40 点)	
(1) 業務趣旨・目的の理解度及び合致度 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務の趣旨・目的を十分理解しているか。</li> </ul>
(2) 組織体制 (20 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を確実に履行できる体制となっているか。</li> <li>教育・学習に関して十分な経験や実績を有する者を配置しているか。またスタッフの資質向上に努めているか。</li> </ul>
(3) 類似業務実績 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に、教育・学習事業の企画運営等に従事した実績を有しているか。</li> </ul>
2. 提案に関する項目 (50 点)	
(1) 見学者対応 (30 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>見学案内プログラムは説明の仕方に工夫が凝らされた分かりやすく親しみやすいものとなっているか。</li> <li>見学者の属性に応じた多様なプログラムを用意しているか。</li> <li>小学校4年生の社会学習・環境学習（廃棄物処理の仕組み・資源の有効利用など）に資する内容となっているか。</li> </ul>
(2) ビオトープ管理・案内 (20 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビオトープの管理計画（生物多様性の保全）は専門家等の知見を活かした適切なものか。</li> <li>ビオトープの見学案内は自然に興味を持ってもらうための十分な工夫がされたものとなっているか。</li> </ul>
3. 見積金額 (10 点)	<p>配点×全応募者の提案価格における最低額／提案価格  ※評価点の小数点以下は切り下げる。</p>
合 計 (100 点)	

(8) 選定委員全員の評価点を合計し、最も高い得点を得た者を委託候補者に選定する。ただし、応募者が1団体の場合は、上記審査項目による各選定委員の合計点の平均が基準点(60点)以上であれば、委託候補者に選定する。

(9) 選定した委託候補者が辞退または失格となった場合は、次点の応募者を委託候補者とする。

(10) 各選定委員の評価点を合計し、最も高い得点を得た者が複数いた場合は、当該応募者のうち、「提案に関する項目」の点数が高い応募者を委託候補者に選定する。なお、その点数も同点の場合は、くじ引きにより決定する。

(11) 応募者が次の事項に該当した場合は失格とする。

- 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。
- 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- 事業者選定終了までに、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合。

- ・応募書類に虚偽の記載をした場合。
- ・上記「3（2）事業規模」の上限額を超える金額で提案を行った場合。
- ・上記「14（7）審査項目及び配点」の各選定委員の合計点の平均が基準点（60点）を満たない場合。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(12) 審査の結果は、審査終了後、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

本市ホームページには、委託候補者に選定した事業者名と得点、他の応募者の順位と得点を掲示する。

## 15 その他

- (1) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (3) 応募書類は理由にかかわらず一切返却しない。なお、市は必要な範囲において、応募書類を複写する場合がある。
- (4) 応募書類は、候補者の選定後は、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象となる。
- (5) 本業務については、市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を市と締結する。なお、特に個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (6) 神戸市資源リサイクルセンター内に設置している基幹設備の更新等によって、契約内容の一部を変更する場合がある。
- (7) 事業者選定委員会への提出物及び委託業務の履行により作成された有体物及び無体物（以下「成果物」という。）の取り扱いについては、以下のとおりとする。
  - ① 成果物にかかる著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属し、応募業者もしくは受託事業者（以下「応募者」という。）は、市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。
  - ② 応募者は、市の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。本事業者選定委員会終了後もしくは、委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。
  - ③ 応募者は市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、応募者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又損害賠償を求められた場合、応募者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

## 16 問合せ・書類等送付先

所属名：神戸市環境局業務課

所在地：〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階

電話：078-595-6102

FAX：078-595-6258

E-mail：[rc\\_kengaku@city.kobe.lg.jp](mailto:rc_kengaku@city.kobe.lg.jp)